

健 第 1483 号

平成28年2月18日

(社) 岡山県医師会長 殿

(一社) 岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

「インフルエンザ警報」の発令について

平成28年1月14日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、県全体で定点当たり30人を超過し、流行時期等から今後も患者増加の可能性があることから、本日、「インフルエンザ警報」を発令し、次のとおり広く県民に注意喚起を図ることにしましたのでご了知の上、貴会員への周知についてよろしく願います。

また、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

| | |
|----|----------------|
| 課名 | 健康推進課 |
| 担当 | 久永、重實、芦田 |
| 内線 | 2709、2743、2717 |
| 直通 | 226-7331 |

「インフルエンザ警報」を発令しました

平成28年1月14日に「インフルエンザ注意報」を発令し、県民への注意喚起を図っているところですが、県全体で定点当たり30人を超過し、過去の流行時期等を勘案すると今後も患者増加の可能性のあることから、本日、「インフルエンザ警報」を発令し、さらなる注意喚起を図ることとしましたのでお知らせします。

1 インフルエンザ流行期の注意事項

【インフルエンザの予防】

- ・ 家に帰ったら、手洗いをしましょう。
- ・ 人混みに入る場合にはマスクを着用しましょう。
- ・ 特に高齢者や慢性疾患を持っている人などは、人混みを避けましょう。
- ・ 十分な睡眠、バランスの良い食事などに気を付けて、抵抗力をつけましょう。
- ・ 室内では加湿器を使うなど適度な湿度を保ちましょう。

【かかったかな？という時は】

- ・ 早めに医療機関を受診し、確実に治療しましょう。
- ・ できるだけ昼間に受診し、必ずマスクを着用して受診しましょう。
- ・ 周りの人にうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう。
- ・ 水分を十分とり、安静にして休養をとりましょう。
- ・ 家庭に残っている解熱剤は勝手に使用しないで、医師に相談してください。
- ・ 乳幼児ではまれに脳症を起こすことがあります。次のような症状がみられるときは、すぐに医療機関に相談しましょう
 - 水分をとった後すぐに吐いてしまい元気がない。
 - 意識がはっきりせず、うとうとしている。
 - けいれんを起こす。
- ・ 予防接種を受けた人でもかかることがありますので、油断せずに注意をしましょう。（ただし、予防接種を受けた場合は、受けなかった場合と比べて、かかっても軽症であるとされています。）

※咳エチケット：咳・くしゃみが出たら、他人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れましょう。咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

2 注意喚起の方法

- (1) マスメディアへの情報提供
- (2) 保健所、関係機関等への周知依頼
 - ①学校、保育所、高齢者の入所施設等への注意喚起の徹底
 - ②市町村への広報の依頼
- (3) ホームページ* 等による広報の実施

※・健康推進課 (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/36/>)

・感染症情報センター (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

(参考資料)

岡山県のインフルエンザ注意報等の概要

| | インフルエンザ | |
|----------|---|---|
| | 注意報 | 警報 |
| 目的 | 県民の注意を喚起することで、予防及びまん延防止を図る。 (広く県民に周知をはかることで当該感染症の予防及びまん延防止を図る) | |
| 基準 | 流行シーズン入り(患者の発生が定点医療機関当たり1人を超過) (H25まで) 流行初期(患者の発生が定点医療機関当たり5人を超過) | 重症例の多発や著しい流行など特に緊急に注意喚起が必要なとき ・県全体で定点当たり30人を超過し、流行時期等から今後も患者増加の可能性がある場合 ・新型ウイルスが検出されるなど、まん延の拡大のおそれがある場合 |
| 発令区域 | 県下全域が基本 | |
| 専門家の意見聴取 | 感染症対策委員会 結核・感染症発生動向調査部会に意見を聴取した上で発令する。 感染症対策委員会 結核・感染症発生動向調査部会には、当該感染症の発生時期、発生場所、病原体の種類等を勘案した上で、発令の必要性や発令区域等についての意見をいただく。 なお、急を要する場合には、部会長の意見をもってかえることができる。 | |
| 発令内容 | 流行のピークに向けて、手洗いの励行などを呼びかける。 | 注意報よりさらに強く予防及び早期受診を呼びかける。 |

過去の発令状況

流行シーズン入り

| | |
|---|---------|
| 平成17年度：17年12月22日「インフルエンザ注意報」発令 18年1月6日「インフルエンザ警報」発令 | 17年第48週 |
| 平成18年度：19年3月2日「インフルエンザ注意報」発令 19年3月26日「インフルエンザ警報」発令 | 19年第4週 |
| 平成19年度：19年12月6日「インフルエンザ注意報」発令 | 19年第46週 |
| 平成20年度：20年12月25日「インフルエンザ注意報」発令 21年1月22日「インフルエンザ警報」発令 | 20年第49週 |
| 平成21年度：21年9月3日「インフルエンザ注意報」発令 21年11月5日「インフルエンザ警報」発令 | 21年第35週 |
| 平成22年度：23年1月20日「インフルエンザ注意報」発令 | 22年第52週 |
| 平成23年度：23年12月22日「インフルエンザ注意報」発令 24年1月26日「インフルエンザ警報」発令 | 23年第48週 |
| 平成24年度：25年1月17日「インフルエンザ注意報」発令 25年2月7日「インフルエンザ警報」発令 | 24年第52週 |
| 平成25年度：26年1月16日「インフルエンザ注意報」発令 | 25年第52週 |
| 平成26年度：26年12月11日「インフルエンザ注意報 (流行シーズン入り)」発令 27年1月15日「インフルエンザ警報」発令 | 26年第49週 |
| 平成27年度：28年1月14日「インフルエンザ注意報 (流行シーズン入り)」発令 28年2月18日「インフルエンザ警報」発令 | 28年第1週 |

今冬のインフルエンザウイルス検出状況 (H28/2/16 現在)

AH3(香港型) 18件、AH1pdm09 3件、B(山形系統) 12件
※ 岡山県環境保健センターで検査実施したもの

インフルエンザ警報が発令されています。

県下の定点医療機関当たり患者数が30人を超え、インフルエンザが流行しています。注意喚起のためインフルエンザ警報が発令されています。

県民の皆様へのインフルエンザ 感染予防に関する呼びかけ



○インフルエンザの予防

- 家に帰ったら、手洗いをしましょう。
- 人混みに入る場合にはマスクを着用しましょう。
- 特に高齢者や慢性疾患を持っている人などは、人混みを避けましょう。
- 十分な睡眠、バランスの良い食事などに気を付けて、抵抗力をつけましょう。
- 室内では加湿器を使うなど適度な湿度を保ちましょう。

○かかったかな？という時は

- 早めに医療機関を受診し確実に治療しましょう。
- できるだけ昼間に受診し、必ずマスクを着用して受診しましょう。
- 周りの人にうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう。
- 水分を十分とり、安静にして休養をとりましょう。
- 家庭に残っている解熱剤は勝手に使用しないで、医師に相談し

てください。

- 乳幼児ではまれに脳症を起こすことがあります。次のような症状がみられるときは、すぐに医療機関に相談しましょう
 - 水分をとった後すぐに吐いてしまい元気がない。
 - 意識がはっきりせず、うとうとしている。
 - けいれんを起こす。
- 予防接種を受けた人でもかかることがありますので、油断せずに注意をしましょう。（ただし、予防接種を受けた場合は、受けなかった場合と比べて、かかっても軽症であるとされています。）

下記のホームページにインフルエンザ情報を掲載しています

感染症情報センター

(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>)

咳エチケット

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。
マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。
- ※マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。
- ※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。